

函館市監査公表第20号

函館市教育委員会教育長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年5月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治



函 教 管

平成29年 4月28日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 辻 俊 行



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	平成28年8月31日～平成28年11月10日	講評日	平成28年11月11日
調査対象事項名	(3) 教育施設実地監査 ア 予算の執行について		
指摘事項、意見・要望事項			
<p>物品の調達事務に関し，小学校および中学校において，支出負担行為伺書起票前の見積合せや形質の違う物品の一括調達など，これまでの監査でも指摘していた取扱いが散見されたことから，学校事務職員を対象として行われる事務研修会において，さらなる指導に努められたい。</p> <p>また，函館市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱第9条の2の規定により，函館市教育委員会の主催する会議等であって，教育長が別に定めるものに出席するために自家用車を公用に使用した場合は燃料費を支給すべきところ，市費から支給せず，道費から支給していた学校があったことから，要綱に則った適切な事務の執行を徹底されたい。</p>			
措置内容，対応・考え方			
<p>物品調達事務の執行については，年度当初に新規採用および他管内から転入の学校事務職員を対象に，物品調達事務を含む基本的な内容について研修を行うとともに，小中学校予算令達等説明会において，学校事務職員を対象に物品調達事務の適正な執行について周知徹底を図り，さらに，学校事務研究会主催の研修会へ講師として参加するなど，新規採用等以外の職員に対してもこれまで以上に十分な指導に努めてまいります。</p> <p>また，学校における公務での旅費および燃料費については，各学校の事務職員が起票していることから，函館市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱第9条の2の規定により，燃料費の支給対象としているものについては，市費から支出し，道費から支出することがないように，各学校に対する指導を徹底いたします。</p>			